

**「学外者の敷地内立ち入り禁止について（2017年10月2日）」について（追加質問2）**

【ご意見・ご要望】（投稿日：2017年10月23日）

1-1, 1-2.

通告該当者が通告を確認できない状態です。

必要な措置を要望します。

4.

そのようには思えません。

【回答】（回答日：2017年11月1日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

学生意見箱担当の理事・副学長として、以下のように回答いたします。

1-1, 1-2. 該当者が入構しようとした場合には、直接本人に対する通告も行っており、適切な措置を講じていると考えています。

4. 1つのご意見として承ります。